

## 10 災害復旧の迅速化に向けた近年の取組

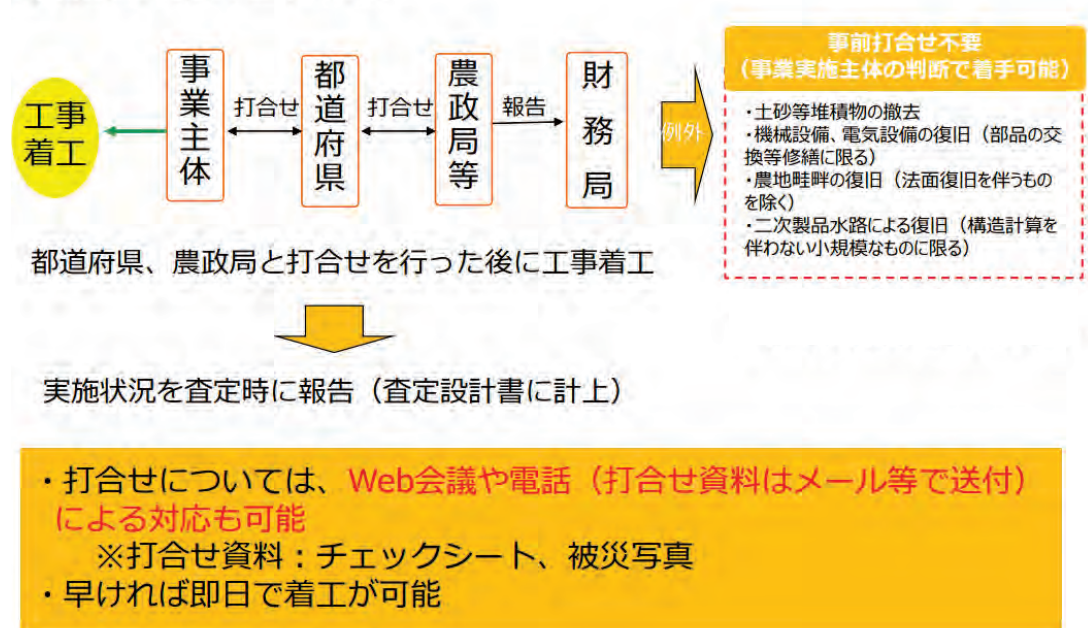
本項では、前項で述べた課題に対し、改善に向けて農林水産省が行った取組を記載する。

### (1) 査定前着工の手続の見直し

査定前着工（二次被害防止のための仮工事や緊急に復旧すれば次期作付けに間に合う場合の復旧工事を査定前に行うもの）のうち応急本工事について、市町村としては、申請に当たってその裏付けとして査定設計書の基礎となるような資料の準備を行うなどの負担が生じていたことから、より迅速に実施できるよう「査定前着工の事前打合せ等について」（令和4年1月14日付け3農振2168号-1農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、以下の措置を講じた。

- ① 応急本工事に要する事前協議について、事前協議形式を事前打合せ方式とした。
- ② ①のうち土砂撤去等については事前打合せを不要とした。

#### 査定前着工(応急本工事)の流れ



## (2) 査定関係事務の効率化

自然災害の激甚化、頻発化に伴う災害復旧事業の増加や災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員の減少に伴い、実地査定に伴う被災自治体での準備など査定関係事務の負担が大きくなっていることから、都道府県及び市町村の事務の負担軽減及び円滑化を図り、迅速な災害査定の実施に資するよう、以下の措置を講じた。

- ① 災害査定について、更なる効率化が図られるよう、令和4年4月1日付けで「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」(昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農林水産省農村振興局長通知)を改正し、会議室等において書類のみで行う机上査定について、適用範囲を200万円未満から500万円未満に拡大した。
- ② リモートによる災害査定について、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置としてきたが、「机上査定の効率的な実施について」(令和4年4月28日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡)を発出し、農地・農業用施設の申請額が500万円未満の場合や遠隔地で移動に時間を要する場合等においては、対面又はリモートのいずれかの方式を選択できるものとし、今後のリモートによる机上査定の実施方法等について、地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。
- ③ 災害復旧事務全般の更なる事務負担の軽減が図られるよう、農林水産省が主体となって農地・農業用施設等災害復旧支援システムを開発し、デジタル化を推進することとしている。



#### (4) MAFF-SAT 支援活動の更なる取組

災害が激甚化、頻発化する中で、災害復旧の主体となる市町村においては技術系職員の減少等していく中では、国の職員を被災市町村に派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援していくことが重要であるが、MAFF-SAT による支援が市町村に認知されていない状況も見受けられた。

このため、被災市町村への的確な支援を行っていくには、MAFF-SAT による支援内容を整理するとともに、事前の対応として MAFF-SAT による支援活動の周知を行っていくことが重要であることから、以下の措置を講じた。

- ① 大規模災害時、プッシュ型で被災市町村に派遣された国の職員が、被災市町村の被害状況、災害対応状況等を把握し、支援が必要な市町村に対して適時に支援を行うため、派遣先市町村における支援の方法（災害復旧の各段階において市町村が行う作業や手続のポイント、復旧工法の助言や事業申請・設計書作成の指導等を行う技術支援の必要性を判断するための被害状況、体制等と課題の把握（災害トリアージ）の方法）について取りまとめ、これに基づき対応することとした。
- ② 大規模災害時に都道府県及び市町村が躊躇なく応援派遣依頼できるよう、事前に市町村との顔の見える関係を構築するため、令和4年4月から平常時に地方農政局等が市町村を個別に訪問して、災害復旧制度の説明や連絡体制の構築を行っていくこととした。



自治体訪問の様子

## 11 評価結果

農林水産省では、災害発生直後から被災地への職員派遣による被災情報等の収集、応急対策等に関する技術支援や災害応急用ポンプの貸出しなどの初動対応等の有効な支援が行われている。

また、査定前着工の手続の簡素化や机上査定の適用範囲の拡大など、災害からの迅速な復旧・復興に向けた制度の見直しを行い、事務の効率化等が図られていることが確認された。

自然災害の頻発化・激甚化や災害復旧の主体となる自治体における技術系職員の減少など、大規模自然災害からの復旧を巡る環境は厳しい状況にある。このため、被災地の迅速な復旧・復興に向けて、引き続き、災害復旧事務全般のデジタル化の推進など市町村等の事務負担の軽減を図るとともに、平常時から自治体との連絡体制を構築しながら災害発生時の国の職員派遣による技術支援や災害時における市町村間の相互応援の促進に取り組む必要がある。

## 12 学識経験を有する者等の知見の活用

- ・農林水産省政策評価第三者委員からの意見聴取（別紙2のとおり）

## 13 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・全国農村振興技術連盟発行「(農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の解説 2022 版」
- ・気象庁ホームページ「平成 30 年 7 月豪雨(前線及び台風第 7 号による大雨等)」
- ・気象庁ホームページ「【災害時地震報告】平成 30 年北海道胆振東部地震」
- ・気象庁ホームページ「令和元年東日本台風(台風第 19 号)による大雨、暴風等」
- ・気象庁ホームページ「低気圧等による大雨」
- ・農林水産省「平成 30 年度 食料・農業・農村白書」

○ 平成29年1月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

## 1 対象となる災害及び都道府県

### (1) 対象となる災害

- ・ 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・ 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

### (2) 対象となる都道府県

- ・ 農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

## 2 効率化の内容

- ・ 机上査定上限額の引上げ：500万円未満 → 査定見込み件数の概ね7割※（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・ 採択保留額の引上げ：2億円以上 → 2億円を超え採択保留された件数の概ね6割※までの額
- ・ 査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分Sにあっては、概ね9割までの額

## 3 効率化により期待される効果

- ・ 机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・ 採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・ 査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援

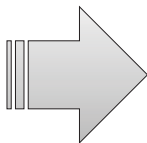
令和4年8月3日からの大雨以前にも、以下の災害で適用。

- ・ 平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号
- ・ 平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号
- ・ 令和元年：梅雨前線豪雨等、8月から9月の前線に伴う大雨、台風第19号
- ・ 令和2年：梅雨前線豪雨等（令和2年7月豪雨を含む）
- ・ 令和3年：梅雨前線豪雨等、8月の大雨

### ● 効率化による効果の一例

机上査定上限額の引上げにより、令和4年8月3日からの大雨により被災した農地・農業用施設の机上査定可能件数が約7割→約9割へ増加  
(令和4年8月22日時点の推計)

※ 今回の評価期間である平成29年度～令和3年度においては、本査定方針により机上査定の対象を激甚災害に指定されない災害における通常の200万円未満から引上げているが、令和4年度から通常の机上査定を200万円未満から500万円未満に拡大しており、本査定方針により、この額から上限額を引上げている。



## 農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応方向

## 総合評価書骨子（大規模自然災害からの復旧）

該当の項目	意見等	対応方向
骨子	<p>総合評価として「政策分野⑩『大規模自然災害からの復旧』」を取り上げられるとのことで、高く評価したいと思えます。事業としては「農地・農業用施設災害復旧事業」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の2つであるということです。災害復旧スキームについては、骨子に書かれているとおり、被災原因の確定、再度の災害の防止を目指すということによいと思われませんが、特に重要なのはオペレーション上の課題をなるべく克明に記載していただくことであると思えます。後年の同種の災害復旧を手がける場合の指針や参考に資すること、さらには将来の本スキームのスパイラルアップに資することが省としての力量の向上に資するという観点から、是非とも教訓を残していただきたいと考えます。（南島委員）</p>	<p>御意見を踏まえ、総合評価書の作成を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室）</p>

※ 総合評価書骨子（大規模自然災害からの復旧）については、令和4年度政策評価第三者委員会資料をご参照ください。（[https://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/04iink/R04\\_01\\_siryo7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/04iink/R04_01_siryo7.pdf)）

総合評価書（大規模自然災害からの復旧）

該当の項目	意見等	対応方向
全体	<p>要旨及び本体で国としての事業実施状況の概略はわかりました。その中で「広域」という用語が見当たらない気がしました。近年の豪雨、台風等の災害の激甚化は、温暖化の影響からなのか従来に比して驚くような状況にあると感じます。このような自然災害の際に国に求められるのは、自治体の枠を取り払った「広域」としての対応という観点ではないでしょうか。この辺りの取組を教えてください。（金子委員）</p>	<p>農林水産省では、自治体の枠を取り払った取組として、被害の状況を広域的に把握し必要ところに必要な支援が行えるよう、自治体からの要請を待たず、被災地域にプッシュ型で職員を派遣するとともに、支援を要するところには技術支援や災害応急用ポンプの貸出しを実施しております。</p> <p>また、災害時における市町村間の相互応援を実施している市町村へ査定設計に要する費用を補助し、市町村間の相互応援を促進する取組も実施しております。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>災害復旧事業は早期の営農再開に向けた大変重要な取組だと思うので、多くの国民に知ってもらえるように、PRすべき点はしっかりとPRした方がよいと思います。</p> <p>例えば、早期復旧や事務負担の軽減につながる査定前着工制度や災害査定効率化の取組が行われていますが、評価期間の従前と比べて工夫された点などがあれば、成果として分かるように記載してはいかがでしょうか。（南島委員）</p>	<p>査定前着工制度や災害査定効率化の取組について、工夫した点（大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針をH29年に制度化して適用したことや、H30年に査定前着工に関するチェックシートを作成したこと）をより詳細に「7(1)-2【災害査定効率化】」や「9(1)4)①査定前着工」に記載するとともに、「9(4)1)成果」に追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>政策のPDCAを行うという政策評価の主旨に照らせば、後々の担当者に残すべき教訓や、今後取り組むべきものなどをもう少し記載してはいかがでしょうか。（南島委員）</p>	<p>今後、災害時における市町村間の相互応援の促進も重要であることから、「11評価結果」に今後取り組むべきものとして追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>災害の状況は、一部分をニュースで知ってはいても、災害の起こった地域に住んでいない者にとっては知らない部分が多いです。災害発生前と発生後、現在の復旧状況を動画で視覚的に訴えると分かりやすく良いと思います。（福島委員）</p>	<p>災害復旧事業について、これまでも復旧の様子を動画で公開しており、引き続き、復旧の様子について発信に努めてまいります。（評価書「9(3)4)農業施設災害復旧事業等」に下記リンク先を追加しました。）事業の様子Movie集（外部リンク）  <a href="https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/jigyoushoukai.html">https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/jigyoushoukai.html</a>                  （大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>政策評価は、自らの政策に対して国自らが評価を行うものですので、課題の抽出をより丁寧に行うことが必要だと思います。（原委員）</p>	<p>御指摘を踏まえ、「9(4)2)課題」について、より詳細に記載しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
全体	<p>自然災害にあった農家等から、復旧への対応が遅いなどの不満の声を聞くことがあります。政策評価の第三者委員になり、迅速に対応する計画、対応が遅くなる課題を解決するためにデジタル化を進めていることなどを知り、不満の声は、このような取組を知らないことで起きているのではないかと感じました。農家への周知を図ることの重要性を理解しました。そして、伝える重要な役割が必要なことも感じました。突発的な災害もあり、対応への計画が迅速にできないことも理解しています。ドローンなどの活用で迅速に安全に、そして、人的課題解決のためにデジタルを活用し、農家を含む自治体などとの情報共有も今後は必要なのかと感じました。委員となり、重要な点を学ばせていただきました。ありがとうございました。（田中委員）</p>	<p>引き続き、早期復旧に向けた取組を行っていくとともに、取組について、周知を図ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できるよう早期復旧等を推進していることを評価します。また、原形復旧を目指すのではなく再度災害防止と生産性向上の一体的な実施の取組を行っている点も評価します。災害復旧に向けて専門性の高いMAFF-SATの派遣体制を評価します。（古賀委員）</p>	<p>引き続き、早期復旧等が図られるよう、必要な取組を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>中央から派遣されるMAFF-SATの役割と能力が重要だと思われませんが、現状でのMAFF-SATの仕組みについて教えてください。全体でどれくらいの人が登録されているのか、また専門職として災害復旧事業に特化されているのか、または別の通常業務と兼務されているのでしょうか。MAFF-SATとしての人材育成やキャリア形成などのシステムなどはあるのでしょうか。（室屋委員）</p>	<p>農地農業用施設に関するMAFF-SATは、地方農政局や国営事業所等の農業土木技術者等の職員が合計約1,300人登録されています（令和4年4月時点）。これらの職員の多くは、別の通常業務と兼務していますが、災害復旧に関する支援が適材適所で行えるよう、各地方農政局において制度に関する研修を行っております。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧は公助において、とても優先順位の高いものなので、とても有意な政策です。経験値を共有できているMAFF-SATの人的支援を支持します。</li> <li>・災害復旧事務に限らず行政は事務作業が多すぎます。量も多いし、時代に沿わない様式も多いように見受けられます。DX化が最適とも思えませんが、民間の良い部分も見習って、やり方もあり方も変えていって欲しいです。（竹本委員）</li> </ul>	<p>「10 災害復旧の迅速化に向けた近年の取組」に記載のとおり、査定前着工の手続の見直し、査定関係事務の効率化、災害復旧事業計画変更要件の見直しなど、事務作業の見直しを行ってきたところです。引き続き、事務負担の軽減を図る取組を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
全体	<p>農地は命を支える食を生み出す基盤であり、安心して暮らせる環境を未来の子供たちに継承する必要があります。そのため、農地は国が守るべき大事なものであり、災害から農地などを復旧する災害復旧事業は大変重要な取組と思います。被災した農業者、特に高齢の方は大変落胆しますので、一日も早い復旧に取り組まれることの重要性を感じます。農業者や国民の皆様がこのような取組を伝えていくことが大切です。（興野委員）</p>	<p>御指摘のとおり、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であると認識しており、引き続き、被災した農地農業用施設等の早期復旧を進めてまいります。</p> <p>また、取組については、ホームページ（災害に関する情報 <a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html">https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html</a>）や食料・農業・農村白書（<a href="https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r3/index.html">https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r3/index.html</a>）等により紹介しているところですが、今後も様々な機会を捉え伝えていくよう取り組んでまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>大規模災害からの復旧では、営農者が事業を継続していこうという意欲を失うことなく、いかに迅速に経営再建できるかが非常に大切で、初動支援の重要度がますます高まっています。</p> <p>初期情報収集や技術支援など、プッシュ型MAFF-SAT能力のさらなる向上に向けた取組を期待します。（智田委員）</p>	<p>御指摘のとおり、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であると認識しております。引き続き、被災市町村への的確な支援のため、MAFF-SATの能力向上に向けた災害復旧制度に関する研修等を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>災害復旧の主な担い手となる自治体の技術系職員が減っていることは大きな問題で、デジタル化による事務負担の軽減は喫緊の課題と考えます。</p> <p>復旧事業の早期着工に役立つという観点からも、自治体の負担軽減につながる、災害復旧事務のデジタル化の加速を強く求めたいと思います。（智田委員）</p>	<p>「10(2)査定関係事務の効率化」に記載のとおり、災害復旧事務全般の更なる事務負担軽減が図られるよう、引き続き、デジタル化の推進に努めてまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目7 (1) - 1	<p>年度別予算の当初と補正の差が大きいです。財政運営上、豪雨や台風、地震等の大規模な自然災害が頻発する中で、災害復旧費は必要額が必要時に賄える体制が継続できるのでしょうか。（古賀委員）</p>	<p>災害復旧に要する予算について、当初予算は、毎年一定規模で発生する被害に即応できるよう、過去の被害発生状況などを勘案しつつ、必要最小限の所要額を計上しています。</p> <p>なお、災害の発生状況を踏まえ、予算に不足が生じた場合は、補正予算や予備費において復旧に必要な所要額を確保しているところです。</p> <p>引き続き、早期復旧に向けて必要な予算の確保に努めてまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
<p>項目7 (1) - 2 項目10 (2) ①及 び別紙1</p>	<p>7(1)-2 (8ページ) では、机上査定を適用できる金額が申請額500万円未満となっています。しかし、24、28、32ページでは机上査定上限額の引き上げの説明で「通常」は200万円未満となっており、500万円を下回る県域もみられます。</p> <p>10 (2) ①では、机上査定の適用範囲を200万円未満→500万円未満に拡大したのは令和4年4月1日付の要領の改正とされていますが、別紙1では平成29年1月の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」において、机上査定上限額の引き上げが500万円未満→査定見込み件数の概ね7割（農地・農業用施設は9割）までの額とされています。</p> <p>そのため、今回の評価対象期間における、机上査定上限額のルールとして参照すべきものがどれなのかわかりにくくなっています。</p> <p>今回、取り上げられた事例は、災害査定の効率化として、机上査定の適用範囲をH29年の方針に基づいて設定していることがポイントと理解しましたが、そこが肝なのであれば、別紙資料1参照ではなく、その内容を9ページにきちんと記載したほうが読み手にとってわかりやすいです。</p> <p>また、総合評価の対象期間は要領改正以前であるため、もともと、200万円未満→500万円未満への引上げが可能だったのか、など、対象期間において適用されるべきルールがわかりにくい（別紙1には500万円未満→査定見込み件数…までの額とされていて、200万円ではない）ので、方針適用前の上限額について、明確にわかるような記述をお願いしたいです。（小針委員）</p>	<p>御指摘を踏まえ、「7(1)-2⑤査定～着手」に机上査定の適用範囲が平成29年～令和3年までは200万円未満である旨を（）書きで記載するとともに、「7(1)-2【災害査定の効率化】」、別紙1に「今回の評価期間である平成29年度～令和3年度においては、本査定方針により机上査定の対象を激甚災害に指定されない災害における通常の200万円未満から引上げているが、令和4年度から通常の机上査定を200万円未満から500万円未満に拡大しており、本査定方針により、この額から上限額を引上げている。」と追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
<p>項目7 (1) - 2 項目10 (2) ①及 び別紙1</p>	<p>上限額引き上げのルール適用の結果、査定案件数が減ったことで省力化につながったことは推測されますが、効率性を評価する、という観点からはルールを適用しなかった場合に必要とされたコストと、実際に適用したことによるコストとの比較が必要と考えます。全ての事例でデータを拾い上げる必要があるとは言いませんが、ルールを適用した結果として、現地で査定する案件数がどのくらい変化したのか、その結果として現場の負担軽減につながったのかを示すものがあれば、効率性の評価としてより資するものになると考えます。（それぞれのページで引き上げを行った結果、迅速な査定につながった、という記述はあるものの、根拠となるものが見受けられないと感じました。）</p> <p>※ 災害復旧事業において、迅速に復旧に着手できることは重要であり、現場での査定をより必要なものに絞ることで省力化を図ることの重要性は理解しており、全体として今回の総合評価書の論旨、結論に異論があるものではありません。</p> <p>一方で、いたづらに基準を緩くすることで、本来適正ではないものが事業の対象になることは厳に避けるべきであり、①従前のルールはどのようなものだったのか、②効率化のためのルールはどのようなものなのか、何を根拠としているのか→③それを適用した結果、どれくらい効率化につながったのか、ということが見える形になっている方がより良いと感じました。（小針委員）</p>	<p>大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針については、今後査定方法の妥当性や効率性を検証することとしており、引き続き、事業の適正性を確保しつつ、迅速な実施に向けて取り組んでまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
項目7	<p>書類作成の軽減との記載がありますが、こういった軽減効果があったのかが分かる記載があると良いと思います。（例えば書類何枚分削減できるようになったなど）（福島委員）</p>	<p>一概に書類の削減枚数をお示しすることは困難ですが、具体的には平面図を既存の資料や航空写真を用いて作成することや、断面図を代表断面図のみにする、また、被災写真も始点、終点及び全景のみの必要最低限にすることなどにより書類作成の軽減が図られるため、これらの具体例を「7(1)-2【災害査定効率化】」の説明文に追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目9 (4)2 課題	<p>「被害把握や早期復旧に向けた技術支援の更なる推進」には、具体的にどのようなことがあるのでしょうか。</p> <p>地震はともかく豪雨や台風による災害は、国土全体で見れば毎年あるいは少なくとも数年に一度は「どこかで」発生します。発災地域にとってはめったにないことなので迅速な対応は難しいでしょうけれど、本省においては経験値が積み重なっていることと思います。</p> <p>災害からの復旧は、どうしても「事後の対応」が中心になります。それはそれで重要ですし、評価書（案）全体を拝見していて、「事後対応」は十分実施されていると思います。一方で、本省あるいは各農政局から、発災地域への積極的なというか、先手を打つような形でのアプローチが、あまり見られないような感があります。</p> <p>「被害把握、技術支援の更なる推進」の具体的な方策として、豪雨・台風による被害発生が予想される地域(都道府県または市町村)からの一報より前に、本省から支援の用意がある旨を伝える等、ある意味「事前の対応」が可能であれば、具体化してもらえればと思います(既に同様の態勢が整っているのであれば、評価書（案）のどこかにその旨書かれてはいかがでしょうか)。あるいは、平時からその旨を周知しておくといったことも方策として考えられるのかもしれませんが。ご検討ください。（緒方委員）</p>	<p>御指摘のとおり、事前の対応が重要であると考えており、「10(4)MAFF-SAT支援活動の更なる取組」に記載のとおり、平常時から地方農政局が市町村を個別に訪問し、災害復旧制度の説明や連絡体制の構築を行う取組を実施しております。</p> <p>御指摘を踏まえ、より分かりやすくなるよう10(4)に「事前の対応」という言葉を追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目10 (1)-1	<p>事前協議形式と事前打合わせ方式の実質的な相違点は何でしょうか？（古賀委員）</p>	<p>自治体において、事前協議方式では文書による事務手続や、その決裁のための書類整理を生じていましたが、事前打合わせ方式では、これらの事務の省力化が図られると考えています。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目11	<p>「自治体における技術系職員の減少」について、専門性の高い外部技術有識者を地方の拠点に委託配置することができないでしょうか。コロナ等の感染症で移動に制限がかかった時のことも考えると、地方の実情に合い効率的でタイムリーな機動力を備えた対応に結び付けることができるのではないかと思います。（古賀委員）</p>	<p>自治体への機動的な支援が行えるよう、地方農政局や全国に設置されている国営事業所の農業土木技術者をMAFF-SATとして派遣しています。</p> <p>また、農林水産省農村振興局と全国の農業土木関係のコンサルで構成される民間団体と協定を締結しており、本協定に基づく民間団体の協力による査定設計書作成等の支援が必要であれば相談していただくよう自治体へ周知しています。引き続き、自治体への機動的な支援に努めてまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
要旨	概要（要旨）の評価結果「MAFF-SAT支援活動において、派遣された国の～」の部分は、外国へ派遣されているようにも読めるため、MAFF-SATがどこへ派遣されるのか分かるように記載した方がよいと思います。（廣田委員）	御指摘を踏まえて修正しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）
その他	日本全体での農林水産業の持続可能性を高め、未来に繋げていくためには、平常時に農業版BCPを作成し、災害時対応の効率性及び有効性を高めることが重要と考えます。 農業者のBCP作成を促進するためには、自治体の取組が必要だと思えます。（古賀委員）	委員ご指摘のとおり、農業者による農業版BCPの作成を通じて、災害時対応の効率性及び有効性を高めることは重要と認識しています。 BCP作成を促進するため、自治体とも連携して取り組みます。（大臣官房地方課災害総合対策室）
その他	インフラ・ハードの早期復旧の仕組みと連動する形で経営体への迅速な支援態勢が望ましいと思いますが、現在そのような支援システムは存在するのでしょうか。（室屋委員）	自然災害で被害を受けた農業者に対する支援については、 ・経営再建に必要な長期低利の農林漁業セーフティネット資金による融資 ・事前に加入しておくことで、被災した農業用ハウスや作物等の損失が補填される農業共済 ・全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する収入保険 が措置されています。（経営局）

※農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員、小針委員、三浦委員、室屋委員からも意見聴取。